

平成 25 年度年賀寄附金 配分申請要領
— 社会貢献事業への助成金申請の公募 —

はじめに

社会貢献事業に対する平成 25 年度年賀寄附金の配分団体を
次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成 24 年 10 月 1 日（月）から同年 11 月 30 日（金）

【年賀寄附金について】

国民の福祉の増進を図ることを目的として、昭和 24 年（1949 年）12 月に初めて「寄附金付お年玉付郵便葉書」（以下「寄附金付年賀葉書」という。）を、そして平成 3 年（1991 年）からは「寄附金付お年玉付郵便切手」（以下「寄附金付年賀切手」という。）を発行しています。

今年は始まりから数えて 63 年目を迎え、これまでに寄附金付年賀葉書及び寄附金付年賀切手をご購入いただいた皆さま方から寄せられた寄附金は合計で約 478 億円に上ります。

年賀寄附金配分事業は、郵便事業株式会社が「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和 24 年法律第 224 号）に基づいてこれを行っており、お預かりした寄附金を、法律に定められている 10 の分野のいずれかの事業を行う団体に配分します。

年賀寄附金配分事業は、社会の発展に大きく貢献することを目的としています。

現在、年賀寄附金は年間約 6 億円の規模にあり、社会貢献助成資金としてお役に立っています。その寄附者は寄附金付年賀葉書・切手を購入いただいた方々であり、多くの人々がその意志を持って社会貢献の寄附活動に参加するという裾野の広がりを持つ、助成資金です。

本事業は一般の方々に支えられてきた事業であり、今後も社会に役立つ助成金として育ててゆきたいと考えています。

【年賀寄附金配分事業の分野について】

年賀寄附金の配分は、公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・イベント又は新規事業等の“活動”を支援する「活動・一般プログラム」及び「活動・チャレンジプログラム」並びに団体の事業をより効率的・効果的に実施するために必要な“物資購入等”を支援する「施設改修」、「機器購入」及び「車両購入」という分野に対して行われます。

なお、従来の配分助成（一般枠）のほか、平成 24 年度に引き続き、東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を支援するための特別枠を設定いたします。

表 1 助成分野及び申請可能額

助成分野		申請可能額
一般枠 〔従来の助成分野〕	活動・一般プログラム	～500万円まで
	活動・チャレンジプログラム (*1)	～50万円まで
	施設改修	～500万円まで
	機器購入	
車両購入		
特別枠	東日本大震災の被災者救助・予防（復興） （活動・施設・機器・車両の区分はありません）	～500万円まで

(*1) 活動・チャレンジプログラムは、新規事業の企画、調査、試行を経て継続事業運営に入っていくステップを支援することにより、社会に先駆的事业が育ち、助成の裾野が広がることを企図しています。

そのため、毎年度の申請と審査を条件として4年間継続して配分を受けることが可能となっています。4年間継続せずに単年度で完了することや、また、途中の年度から「活動・一般プログラム」としてより大きな事業を申請することも可能です（詳細は1(2)「連続年配分の制限」を参照してください。）。

※ 昨年度までの5年間公募しておりました、「カーボン・オフセット年賀寄附金配分助成」による事業については、一般枠の活動・一般プログラムで申請することが可能です。

【年賀寄附金配分事業の方向付け・審査・評価】

広く社会の知性により、年賀寄附金配分の申請を公正に審査する年賀寄附金審査委員会及び助成された事業の成果を評価する年賀寄附金評価委員会が、それぞれ社外有識者により構成され、透明で公正な事業運営がなされる仕組みを整えています。

年賀寄附金配分による事業については、事業評価を実施しており、これは年賀寄附金配分により実施された事業の成果をより高めるために、また、実施された事業が将来にわたり、継続し、ステップアップにつながるよう、事業を実施された団体の皆さまにより事業内容を見直していただくために行うものです。

また、本事業はその事業内容の情報公開を徹底し、広く社会に役立つことを目指して、年賀寄附金のWEBサイトにより情報公開を行っています。

1. 申請可能団体及び連続年配分の制限

(1) 申請可能団体

申請可能団体は、下表に掲げる法人であって、申請時直近の決算時において法人登記後1年以上が経過し、かつ、過去1年間を期間とする年度決算書が確定している法人とします。

表 2 申請可能団体

助成分野	申請可能団体
一般枠	社会福祉法人、更生保護法人、特例社団法人、特例財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人（NPO法人）
特別枠	営利を目的としない法人（具体的には、一般枠申請可能団体に加え、一般社団法人、一般財団法人、生協法人、学校法人等）

(2) 連続年配分の制限

年賀寄附金配分助成は、広く多くの団体に助成金を活用していただきたいとの観点から、活動・チャレンジプログラム及び東日本大震災の被災者救助・予防（復興）を除いて2年連続して同一団体（法人）が助成を受けることはできません。前回助成を受けた分野により異なりますので確認してください。

表3 前回助成を受けた団体の今回申請可能な分野

前回（平成24年度） 年賀寄附金助成を受けた分野		今回（平成25年度） 申請可能な分野
一般枠	活動・一般プログラム、施設改修、機器購入、車両購入	特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））
	活動・チャレンジプログラム（4年目）	特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））
	活動・チャレンジプログラム（3年目まで）	活動・チャレンジプログラムの継続申請の他、他の一般枠（活動・一般プログラム、施設改修、機器購入、車両購入）及び特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））
特別枠	東日本大震災の被災者救助・予防（復興）	一般枠全て（活動・一般プログラム、活動・チャレンジプログラム、施設改修、機器購入、車両購入）及び特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））
カーボン・オフセット年賀寄附金		一般枠全て（活動・一般プログラム、施設改修、機器購入、車両購入）及び特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））

3. 申請可能事業及び事業期間

(1) 申請可能事業

申請可能事業は、お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定された10の事業のいずれかに該当し、かつ、申請法人の定款又は寄付行為に基づいて行う事業とします。

また、日本国内で実施される事業を対象とし、海外で実施される事業は除きます。

なお、海外活動を行う団体が国内で行う啓発事業等は、国内で行われる事業として対象とします。

表4 お年玉付郵便葉書等に関する法律5条2項に規定された10の事業

①社会福祉の増進を目的とする事業	⑥文化財の保護を行う事業
②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(*2)	⑦青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業	⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業	⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業	⑩地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業(*3)

(*2) 特別枠の東日本大震災の被災者救助・予防（復興）助成については上記②の事業のうち、特に東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を目的とする事業を対象とします。

(*3) 昨年までの5年間公募しておりましたカーボン・オフセット年賀寄附金配分助成事業による事業については、上記⑩の事業となります。

(2) 事業期間

配分事業は寄附金を配分することを決定した日以降に実施し、平成26年3月末日までに経費の精算（支払い）も含めて完了するものを対象とします。

4. その他の条件

その他の条件は助成分野ごとに下表のとおりです。ご不明の点については「12. お問い合わせ」を参照いただき、お問い合わせください。

表5 その他の条件

助成分野	条件
各分野共通	<p>①年賀寄附金助成事業に他の助成団体等の補助金・助成金を加えて実施することはできません。年賀寄附金助成へ申請した事業と同一の事業を他の助成団体に並行して申請することは可能ですが、他の補助金・助成金の配分が決定された場合には年賀助成金配分辞退の有無を含め事務局へ速やかにご連絡をお願いいたします。</p> <p>②助成事業は団体が自ら実施する必要がある、助成金を他へ再配分する事業は助成対象外です。</p> <p>なお、団体の責任において助成事業の一部を外部に委託することは可能です。</p> <p>③申請は1法人1申請とします（1施設1申請ではありません。）。</p> <p>④整備する浴槽、配備する車両等が施設の入居者・利用者へのサービス提供に直接利用されるなど、寄附金配分対象となっている10の事業（表4参照）の実施に直接つながる内容としてください。</p>
活動・一般活動・チャレンジ	<p>①活動経費は別冊「平成25年度年賀寄附金配分事業「活動」助成対象経費項目と基準」（以下「経費基準」といいます。）の範囲内とします。</p> <p>②経費基準に記載された助成対象外経費は事業総額、申請額、自己資金額のいずれにも計上しないでください。</p>
施設改修	<p>①建物と外構が助成対象です。建物については、壁、窓、床、天井、屋根等の修復、間取りの変更工事、水周り工事及び耐震工事が助成対象となります。また、外構工事は門、塀、柵、植栽、物置等の設置又は修復工事、水泳プール、ビオトープ、園庭に固定する大型遊具、ツリーハウス等に関わる工事が助成対象です。</p> <p>※設備（電気・照明・空調・昇降機・防犯設備・通信設備等）については、その設置工事を含めて「機器購入」で申請してください。</p> <p>②自ら所有する施設又は公的施設を助成対象とします。借用施設の改修については借主と団体との間で、有償、無償を問わず、平成24年4月1日時点において5年以上の長期貸与契約がなされており、かつ、残存契約期間が3年以上であるものを対象とします。</p>
機器購入	<p>①機器本体費用及び設置工事費用が助成対象です。</p> <p>②配備後、自ら所有するものとし、リース及びレンタルによる配備や中古品の購入は助成対象外です。</p>
車両購入	<p>①車両本体価格及びその消費税を助成対象とし、付属品及びオプション品の購入費用並びに税金及び登録諸費用は助成対象外です。見積書及び事業完了時の領収書は、車両本体価格及びその消費税とそれら以外が分かるものを提出していただきます。</p> <p>②配備後、自ら所有するものとし、リース及びレンタルによる配備や中古品の購入は助成対象外です。</p>

5. 申請事業に期待する事項及び優先度合い

(1) 申請事業に期待する事項

ア 社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業であること

事業実施への社会的要請が高く、また、実施後の成果の社会への普及効果が高いこと。

イ 先駆性の高い事業であること

従来事業の単なる延長ではない、先駆性の高い事業であること。新しく先駆的な事業内容であるか、あるいは事業プロセスの新規な改善であること。

ウ 事業計画が明確化され、実現性が高い事業であること

事業は具体的に計画され、1年間の事業内容として団体の事業規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調達が準備され、事業の

成果目標が明確化され、今回の事業につながる過去の蓄積を持ち、実現の度合いの高いこと。

エ 緊急性の高い事業であること

ここ1年間の事業年度内に実施する必要性の高い事業であること。

(2) 定量的条件の配慮

上記(1)の期待することに加えて、以下の定量的条件が優先順位に加味されます。

ア 寄附金申請額がより小さい方を優先（助成を必要とすることができるだけ多くの団体に配分するため）

イ 申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が大きい方を優先（事業の実施に向けて自己努力意識や準備の高い団体、自己負担割合が10%以上であることを期待します。）

ウ 団体の前年度決算における次期繰越剰余金のより小さい方を優先（財政状況が厳しく助成の必要性のより高い団体）

6. 配分申請に必要な書類

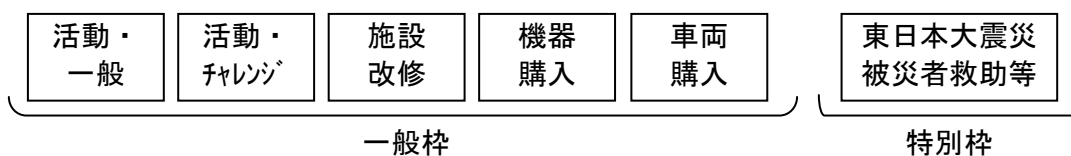
配分申請に必要な書類は下記のとおりです。年賀寄附金配分申請書の各種様式は年賀寄附金ホームページ等からダウンロードできます。

- ・年賀寄附金ホームページ (<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>)
- ・郵便CSRブログ (<http://blog.post.japanpost.jp/csr/>)

(1) 申請書類（各項目の【必須】は必ず提出していただく書類です。）

ア 年賀寄附金配分申請書【必須】

次の6種類の申請書がありますので、いずれか1つを選択してください。



イ 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事等の意見書（原本）(*4)【必須】

(*4)意見書の入手には時間を要します。11月9日頃までを目安に所管部門に意見書の交付申請をしてください。

ウ 申請する団体の定款又は寄附行為（写し）(*5)【必須】

エ 平成23年度申請団体収支決算書（写し）(*5)(*6)【必須】

オ 平成24年度申請団体収支予算書（写し）(*5)(*6)【必須】

(*5)ウ～オについては、NPO法人の場合は、内閣府 NPO 法人ポータルサイト (<https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>) に法人掲載資料として掲載されていること、また、NPO 法人以外の団体の場合は、自団体のホームページ等に掲載されていることが望まれます。

(*6)エ、オについては、NPO 法人の場合は NPO 法人会計基準に、公益法人の場合は公益法人会計基準に、また、社会福祉法人の場合は社会福祉法人会計基準に準拠していることが望まれます。

カ 必要な見積書（写し）【必須】

キ 郵便葉書【必須】

申請書類を受領した旨を事務局より通知いたしますので、配分申請書 P.1「実施責任者」の連絡先（住所）・氏名を宛名面に記載してください。

- ク 申請団体を紹介したパンフレット等（作成している場合）
- ケ その他必要な補助資料（審査で必要な内容は必ず申請書に記載してください。）

（以下の資料は、該当する申請のみ必ず提出していただく資料です。）

- コ 改修施設の図面及び改修箇所の写真等、施設改修を行う内容が具体的に分かる資料
- サ 改修する施設が借用施設であるときは当該施設の貸与契約書（写し）
- シ 文化財の保護分野の申請の場合は助成対象物が文化財指定を受けていることが分かる登録証明書等（写し）

(2) 配分申請書記入上の注意

- ア 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク（印刷、ボールペン又は万年筆）の使用をお願いいたします。
- イ 配分申請書は、審査資料としてそのまま複写しますので、糊付けやホチキス留めはしないでください。配分申請書用紙に切り貼りをした場合は複写したものを提出してください。
なお、複写は片面刷りとし、両面刷りにしないでください。
- ウ 配分申請書は所定の様式を使用してください。配分申請書の同一ページ内の項目間において、行数を増減していただくことはかまいませんが、ページ数を増やしたりすることはしないでください。
- エ 審査は配分申請書により行いますので、配分申請要領、配分申請書の注意書きに従い、的確かつ簡潔に記載してください。添付資料がある場合は添付資料参照とはせずに必要な事柄は必ず配分申請書に記載してください。

(3) 提出先及び提出方法

申請書類は下記の提出先宛、必ず受付期間内に郵送してください。

配分申請書は折らないで、そのまま入る封筒を使用し、特定記録郵便又は簡易書留郵便にてお送りください。

なお、申請に必要な書類が全てそろっていることを必ず確認の上、提出してください。

特に「意見書」は必須ですので、入手のための余裕期間（おおむね2週間以上）を考慮してご準備ください。

（申請書類の提出先）

郵便番号 100-8798

東京都千代田区霞が関1丁目3-2

郵便事業株式会社 総務部 環境・社会貢献室 年賀寄附金事務局

（郵便事業株式会社は平成24年10月1日（月）から日本郵便株式会社になりますが、旧社名でお送りいただいてもかまいません。）

受付期間は平成24年10月1日（月）から、平成24年11月30日（金）（当日消印有効）までです。
消印（差し出し）が平成24年12月1日（土）以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

7. 配分の決定と通知の時期

- (1) 寄附金配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可を受けて決定いたします。

(2) 配分団体・配分額の決定は平成 25 年 3 月末を予定しています。

決定後、申請された団体には、採否結果を書面にてお知らせするとともに、配分団体名、代表者名、住所、事業概要及び配分額等を当社ホームページ等で公表いたします。

(3) 採択に際して、審査委員会において申請額を査定し、配分金額が減額となることがあります。

8. 配分事業の実施

(1) 配分決定の時期は申請時から半年ほど経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定した内容に基づき、事業計画を再確認していただきます。見積もりを再度とり、現状に即した「事業実施計画書」を作成し、提出していただき、これに基づき事業を実施していただくこととなります。

なお、申請内容に基づき、審査・決定をしていますので、原則としてその内容を変えることはできません。

(2) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業費総額が減少した場合は、その差額分だけ配分決定金額から減額いたします。自己負担金額の減額はできません。減少した金額分の返納をいただくことがあります。また、事業費総額が逆に増加した場合であっても、配分額は増額になりませんので、増額分を自己負担していただくこととなります。これらにつきあらかじめご了承ください。

(3) 寄附金は事業の終了月の月末に団体が指定した金融機関口座宛に送金します。ただし、活動・一般プログラム、活動・チャレンジプログラム及び東日本大震災の被災者救助・予防（復興）については、事業開始月の月末に送金することも可能です。

9. 年賀寄附金配分事業の表示

寄附金配分を受けて実施した事業においては、購入物件のある場合はその物件へ、冊子を調製したときはその冊子へ、その他の場合は何らかの方法をもって年賀寄附金配分事業により実施した旨の表示をしていただきます（詳細につきましては配分決定後、実施計画書を作成していただく際にご説明いたします。）。

なお、寄附金配分を受けて実施した事業につき機関誌等へ掲載する場合も、「日本郵便株式会社より年賀寄附金配分を受けました」等の記述をお願いします。

10. 事業終了時

事業の終了時には「事業完了報告書」を作成していただき、事業の終了月の翌月末までに提出していただきます。

11. 監査及び評価

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されたか、事業のその後はどうなったのか等を確認するため、法律により監査が義務付けられています。日本郵便株式会社社員が監査の

ために派遣され実地に監査を行います。

また、事業の完了後に事業成果の評価を行います。「事業成果報告・自己評価書」等の提出及び評価委員会からのヒアリング調査（選定された案件につき）などがあります。ご協力をお願いします。

12. お問い合わせ

(1) 関係情報の掲載

年賀寄附金ホームページ等において関係情報を掲載していますので、ご参照ください。

- ・年賀寄附金ホームページ（<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>）
- ・郵便CSRブログ（<http://blog.post.japanpost.jp/csr/>）

(2) お問い合わせの多い質問と回答の掲載

お問い合わせの多い質問と回答を掲載していますので、お問い合わせいただく前にご参照ください。

- ・年賀寄附金Q & A（<http://blog.post.japanpost.jp/csr/2012/06/120620qa.html>）

(3) お問い合わせ及び申請相談

お問い合わせについては年賀寄附金ホームページに「お問い合わせ用フォーマット」を用意しております。必要事項を入力の上、ご照会ください。後日、メールにより回答いたします。

- ・年賀寄附金に関するお問い合わせ
（https://www.post.japanpost.jp/question/contact_us/csrmail.html）
- ・電話でのお問い合わせはお急ぎの場合のみ、次へご連絡ください。
年賀寄附金事務局 03-3504-4401（平日 10:00～12:00 及び 13:00～17:00）

13. その他ご注意

(1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書に記載されている実施責任者に連絡させていただく場合があります。

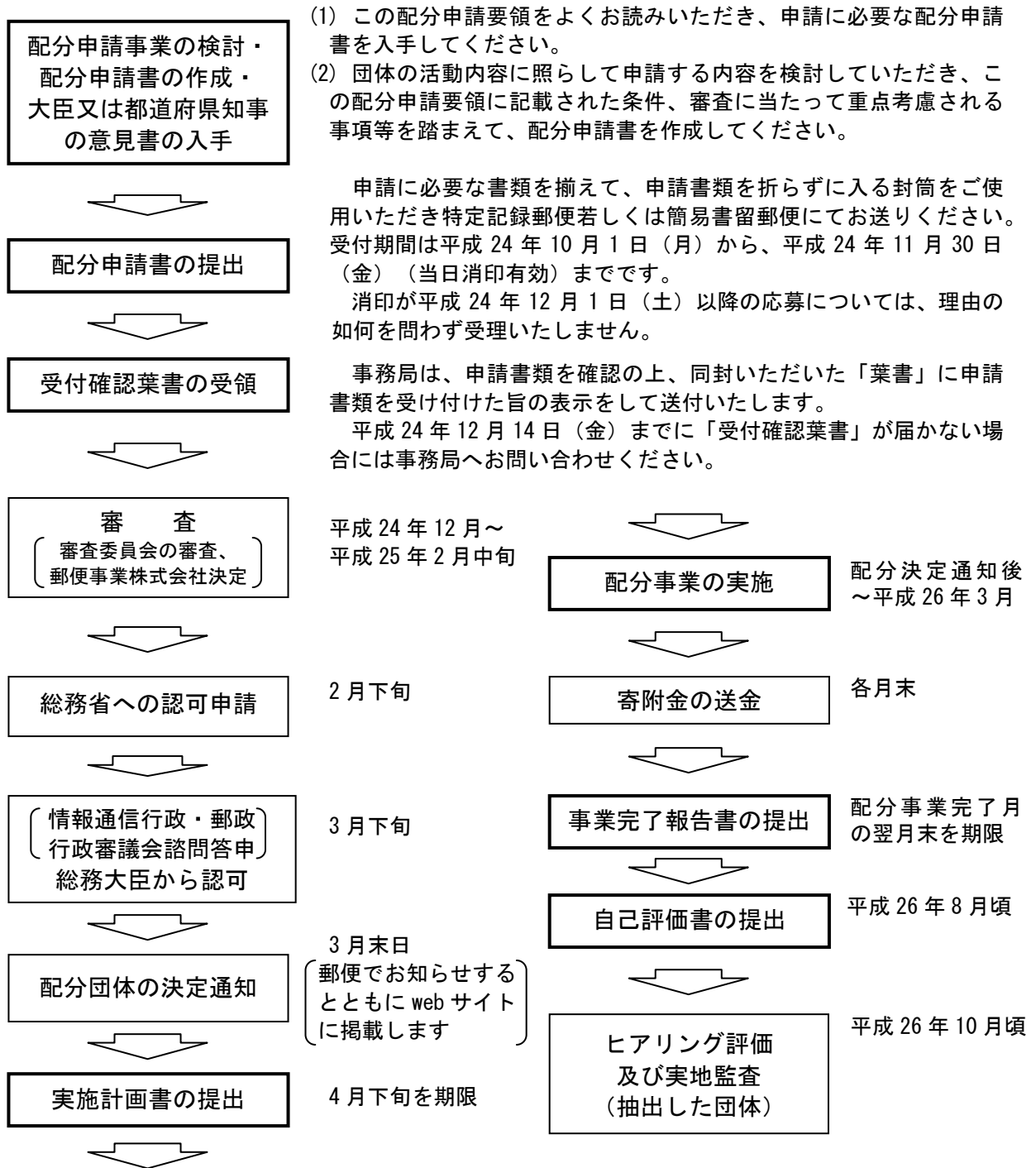
(2) 申請書類等は返却いたしませんので、写しを保管してください。

(3) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承願います。

なお、「年賀寄附金配分事業リスト」（採択事業広報に関連してWEBサイトに掲載される）には審査委員長講評として審査経緯等掲載されますので参考にさせていただくことができます。

以 上

配分事業の流れ（予定）



※ 太線（）で囲んである事柄は、団体で行っていただくものです。